

固定資産台帳説明書

平成30年3月
瀬戸市役所財政課

目次

第1	はじめに	1
第2	総則	
1	記載対象範囲	1
2	記載単位	2
3	取得価額等	2
4	付随費用	2
5	耐用年数	3
6	減価償却	3
7	売却可能資産	3
第3	固定資産台帳の記載項目	4
第4	開始固定資産台帳における種別ごとの記載基準	
1	土地	6
2	建物	7
3	建物附属設備	8
4	工作物	8
5	公共土地（インフラ資産）	8
6	公共建物（インフラ資産）	9
7	道路（公共工作物）	9
8	橋梁（公共工作物）	9
9	公園（公共工作物）	10
10	物品	10
11	機械器具	10
12	美術品	11
13	ソフトウェア	11
14	リース資産	11

第1 はじめに

本説明書は、総務省によって示された統一的な財務書類等の作成基準（以下「統一的な基準」という）に基づき整備する固定資産台帳について、記載項目や固定資産の評価・記載方法を示したものです。

固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。

固定資産は、1年限りで消費される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があります。統一的な基準ではその現在高は貸借対照表（償却資産は、原則として取得価格等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。

出典：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル/財務書類作成要領」（平成28年5月改訂）

第2 総則

1 記載対象範囲

原則としてすべての保有固定資産について1単位ごとに記載します。

ただし、物品は取得価額等が50万円未満の場合は記載しません。[統一的な基準による地方公会計マニュアル/財務書類作成要領 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（以下「手引き」という）65]

また、開始貸借対照表（統一的な基準に基づき、最初に作成する会計年度の開始時現在の貸借対照表のことをいいます。瀬戸市の場合は平成28年4月1日現在の貸借対照表を指します。）作成時において、以下の①から③までのいずれかに該当するものは記載していない場合があります。[手引き19]

- ①既に耐用年数が過ぎている資産
- ②表示登記が行われていない法定外公共物（里道（赤線）や水路（青線）等）
- ③部落有、財産区有の資産

2 記載単位

原則として、現物との照合が可能であり取替や更新を行う単位で記載します。つまり、単位ごとの価額が特定できること、かつ、償却資産においては耐用年数が同一であることが記載単位の要件となります。[手引き 32・33]

ただし、開始資産（開始固定資産台帳整備時に記載した資産のことをいいます。瀬戸市の場合は平成28年4月1日現在に既に保有していた資産で整備時に記載したものを指します。）においては、以下の①及び②の例外があります。[手引き 36・37]

- ① 建物及び建物附属設備について、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるものであっても1単位の資産として記載します。その場合、一体と見なして全体の取得価額等、建物本体の耐用年数を適用した減価償却計算を行います。
- ② 工作物（門、柵、塀等）について、原則に照らし合わせた単位ごとに管理がされていない場合は、1単位の資産として記載します。

3 取得価額等

開始資産と通常資産（開始固定資産台帳整備後に記載した資産のことをいいます。）を区別し、原則として以下の表に基づき計上します。[手引き 61・63・64]

	開始時		開始後
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分	
非償却資産	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価
償却資産	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価

[] 内は取得原価が不明な場合

4 付随費用

資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか取得に際して不可欠な費用を含めたものとします。また、税込方式を採用し、取得価額には消費税等相当額を含めます。[手引き 39]

ただし、開始資産で付随費用を把握していないものにおいては例外とします。

【取得価額に含める付随費用の例】

土地：購入手数料、測量費用、登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費等

建物・工作物：工事に係る測量費用、設計費用、工事監理費用等

物品：購入に係る搬入費用、取付費用等

5 耐用年数

償却資産に係る耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という）に準拠します。[手引き 45]

ただし、当該償却資産の材質又は製作方法により、その使用可能期間が耐用年数省令に規定する耐用年数と比較して著しく長い場合または短いものは、使用可能期間を耐用年数として適用している場合があります。[手引き 46・47]

6 減価償却

償却資産に係る減価償却については、耐用年数省令に規定する償却率を用いて定額法によって行います。[手引き 42・44・45]

なお、各会計年度の途中において取得した償却資産については、取得年度の翌年度から償却を開始します。[手引き 42]

また、有形固定資産について、耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価額1円を計上します。[手引き 56]

7 売却可能資産

以下の①から③までのすべてに該当する土地を売却可能資産とします。[手引き 103・104]

①公共の用に供されていない普通財産（暫定的に貸付けをしているものを含む）

②地目が宅地もしくは雑種地

③建物の敷地でない

なお、①から③までの要件を機械的に判断したものであり、実際に売却を予定している資産ではありません。また、土地一区画あたりの面積や接道の有無（利用可能要件）は考慮していません。

第3 固定資産台帳の記載項目

- 1 財産番号
資産の番号
- 2 財産枝番
同一の資産について計上を区分する場合の枝番
(例) 財産番号 000001 財産枝番 0 ○○橋
財産番号 000001 財産枝番 1 ○○橋橋梁補修工事
- 3 資産名称
資産の名称
- 4 施設
資産が属する施設の名称
- 5 連区
資産の所在地が属する連区
- 6 所在地
資産の所在地
工作物・物品の場合は資産が属する施設の所在地、道路・橋りょうの場合は起点の所在地
- 7 地目
資産が土地の場合の登記地目
- 8 設置場所
資産が工作物・物品の場合の施設内での設置場所
- 9 種別
適用する勘定科目
- 10 会計
資産の会計区分
 - (1) 掲載対象
一般会計、国民健康保険事業特別会計、春雨墓苑事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計
 - (2) 掲載対象外
下水道事業特別会計（別途整備中）、水道事業会計（別途整備）
- 11 主管課
資産を管理している主たる管理部所
- 12 資産区分
行政財産又は普通財産

- 1 3 資産登録種別
開始資産（開始固定資産台帳整備時に記載した資産）又は通常資産
- 1 4 償却対象区分
償却対象資産であるか否かの区分
- 1 5 リース区分
リース資産であるか否かの区分
- 1 6 売却可能区分
売却可能資産であるか否かの区分
- 1 7 資産構造
資産が建物の場合の建築構造材料
- 1 8 耐用年数
適用する耐用年数
- 1 9 稼働年数
資産の稼働年数
- 2 0 数量
資産の数量、(延べ床)面積
- 2 1 単位
適用する数量の単位
- 2 2 取得年度
資産を取得した年度
- 2 3 供用開始年度
資産を供用開始した年度
- 2 4 取得価額等
資産の取得価額
開始資産で取得価額が不明な場合は再調達価額や備忘価額1円
- 2 5 期首簿価
資産の当該年度期首の簿価額
- 2 6 減価償却累計額
資産の減価償却累計額
- 2 7 当期減価償却額
資産の当該年度中の減価償却額
- 2 8 期末簿価
資産の当該年度期末の簿価額

第4 開始固定資産台帳における種別ごとの記載基準

1 土地

(1) 掲載対象範囲

公有財産台帳に記載がある瀬戸市保有の土地（インフラ資産を除く）

なお、開始固定資産台帳整備にあたり公有財産台帳の棚卸を行いました。

(2) 取得価額等

再調達原価算出における取得単価（円／㎡）は各資産の現況地目に応じて以下のとおりとします。

ア 宅地

正面路線価又は近傍の路線価を採用し、時点修正率を考慮したうえで取得単価としました。なお、正面路線価又は近傍の路線価のいずれも確定が困難である場合、平成27年度固定資産税概要調書における瀬戸市の宅地平均単価を路線価として採用しました。

イ 雑種地

宅地に準じて算出し、以下の分類に応じた比準割合を乗じた額を取得単価としました。

(7) 宅地に転用（利用）ができる雑種地 → 宅地の60%比準

（例） 未利用の普通財産、行政財産のうち比較的容易と思われるもの

(イ) 規模や用途から宅地への転用が困難な雑種地 → 宅地の10%比準

（例） 防火水槽用地、塵芥集積所用地、墓地、道路事業用地等

ウ 山林

平成27年度固定資産税概要調書における瀬戸市の山林（一般山林及び介在山林）平均単価を採用しました。

エ その他

現況地目がその他の資産については、価値類似地目の観点から平成27年度固定資産税概要調書における瀬戸市の一般山林の平均単価を採用しました。

2 建物

(1) 掲載対象範囲

公有財産台帳に記載がある瀬戸市保有の建物のうち、以下の要件をすべて満たすもの（インフラ資産を除く）

- ①屋根及び柱を有するもの
- ②四面に壁を有し外界と遮断されているもの

なお、開始固定資産台帳整備にあたり公有財産台帳の棚卸を行いました。

(2) 取得価額等

再調達原価算出における取得単価（円／㎡）は以下の表のとおりとします。

主体構造 用途	鉄筋鉄骨 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	コンクリート ブロック造	鉄骨造	木造
a 庁舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
b 住宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
c 校舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
d 倉庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
e その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

備考

a 庁舎

庁舎、一般事務所、議会棟、公会堂、ホール、会館、美術館、博物館、図書館、体育館、病院、保健所、診療所

b 住宅

住宅

c 校舎

幼稚園舎、学校校舎、学校講堂、学校体育館、学校図書館、学校実習室、学校給食室、学校部室、学校便所、公民館、集会所、保育所、福祉集会所、住宅集会所、簡易事務所、休憩所、待合所、宿直室、柔剣道場、母子寮、老人ホーム、寮舎、宿舎

d 倉庫

学校温室、学校物置、学校小屋、学校廊下、学校渡廊下、動物飼育舎、温室、塵芥集積所、市場、産業倉庫、と畜場、畜舎、共同作業所、訓練作業所、加工場、住宅物置、自転車置場、車庫、駐車場、上屋、簡易上屋、倉庫、廊下、渡廊下、簡易機械室棟、簡易熱源機械室

e その他

給食センター、便所、プール（室内）、競技場、スタンド、保養所、霊安室、死体安置室、焼却場、処理場、火葬場、斎場、浴場、養護医療施設、店舗、冷蔵庫、住宅処理場、湯沸場、水飲場、洗場、食堂、調理室、脱衣室、風呂場、工場機械室棟、工場熱源機械室棟

資料：「公益社団法人全国市有物件災害共済会」の用途及び単価表

3 建物付属設備

(1) 掲載対象範囲

開始固定資産台帳整備時に、建物本体と建物付属設備とを区別した取得価額を把握できるもの

(2) 取得価額等

把握している取得価額とします。

記載対象範囲が(1)のとおりのため、再調達原価とした資産はありません。

4 工作物

(1) 掲載対象範囲

公有財産台帳に記載がある瀬戸市保有の建物のうち、「2 建物」の要件を満たさないもの（インフラ資産を除く）

防火水槽台帳に記載がある瀬戸市保有の防火水槽

(2) 取得価額等

防火水槽について、直近の取得事例から再調達原価を以下のとおりとします。

容量が40 t以下	3,498,000 円
容量が40 t超120 t未満	17,514,000 円
容量が300 t以上	52,542,000 円

防火水槽以外について、再調達原価算出における取得単価（円／㎡）は建物に準じた額とします。

5 公共土地（インフラ資産）

(1) 掲載対象範囲

公有財産台帳に記載がある瀬戸市保有のインフラ資産に係る土地

(2) 取得価額等

再調達原価算出における取得単価（円／㎡）は土地に準じた額とします。

ただし、道路、河川及び水路の敷地については備忘価額1円とします。

6 公共建物（インフラ資産）

(1) 掲載対象範囲

公有財産台帳に記載がある瀬戸市保有のインフラ資産に係る建物のうち、以下の要件をすべて満たすもの

- ①屋根及び柱を有するもの
- ②四面に壁を有し外界と遮断されているもの

(2) 取得価額等

再調達原価算出における取得単価（円／㎡）は建物に準じた額とします。

7 道路（公共工作物）

(1) 掲載対象範囲

道路台帳に記載がある瀬戸市管理の道路

(2) 取得価額等

瀬戸市における幅員ごとの標準的な工法による工事金額をもとに、再調達原価算出における取得単価（円／m）を以下のとおりとします。

幅員が1. 5 m以上2. 5 m未満	10,000
幅員が2. 5 m以上4. 5 m未満	100,000
幅員が4. 5 m以上6. 5 m未満	250,000
幅員が6. 5 m以上 (幅員が6. 5 m以上の場合の平均値である10 mとして積算)	370,000

8 橋梁（公共工作物）

(1) 掲載対象範囲

橋梁台帳に記載がある瀬戸市管理の橋梁

(2) 取得価額等

国土技術政策総合研究所「橋梁の架替に関する調査結果」をもとに、再調達原価算出における取得単価は500,000円／mとします。

9 公園（公共工作物）

(1) 掲載対象範囲

公有財産台帳に記載がある瀬戸市保有のインフラ資産に係る建物のうち、「6 公共建物（インフラ資産）」の要件を満たさないもの
公園施設長寿命化計画策定の基礎資料である公園遊具一覧に記載がある工作物

(2) 取得価額等

公園遊具について、直近の類似取得事例の金額を再調達原価とします。
公園遊具以外について、再調達原価算出における取得単価（円/㎡）は建物に準じた額とします。

10 物品

(1) 掲載対象範囲

備品台帳に記載がある物品のうち、取得価額等が50万円以上のもの（「11 機械器具」及び「12 美術品」に該当するものを除く）

(2) 取得価額等

備品台帳に記載の「取得金額」とします。

11 機械器具

(1) 掲載対象範囲

備品台帳に記載がある物品のうち、取得価額等が50万円以上であり、規模や用途から特殊な機械装置とされるもの

(2) 取得価額等

備品台帳に記載の「取得金額」とします。

1 2 美術品

(1) 掲載対象範囲

備品台帳に記載がある物品のうち美術品にあたるもの

(2) 取得価額等

備品台帳に記載の「取得金額」とします。

1 3 ソフトウェア

(1) 掲載対象範囲

当該ソフトウェアの利用により業務を効率的または効果的に遂行することができ、業務に係る費用の削減が確実であると認められるもののうち、取得価額等が50万円以上であり導入から5年が経過していないもの

(2) 取得価額等

把握している取得価額とします。

記載対象範囲が(1)のとおりのため、再調達原価とした資産はありません。

1 4 リース資産

(1) 掲載対象範囲

所有権移転ファイナンスリース取引による重要なリース資産のうち、リース料総額が300万円を超えるもの

(2) 取得価額等

貸し手の購入価額が判明している場合は貸し手の購入価額、不明な場合はリース料総額と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額とします。